

番号・件名	日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書の提出方に について 請願第8号
請願者	住 所 団体名 ※個人のため省略 氏 名
請 願 の 要 旨	
<p>【請願の趣旨】</p> <p>本請願は、日本国旗・国章の取扱いに関する法制度が社会的関心を集めている中、地方自治体としての見解を国に示す必要性が高まっていることや、現在、国会において同趣旨の法案が提出されており、地方議会がこの時期に意見を表明することには一定の意義があると考える。また、日本国の国旗・国章の保護に関する制度は、外交関係の安定、公的シンボルの取扱い、国際慣行との整合性など多方面に影響を及ぼす政策課題であることから、地方議会としても内容を早期に検討することが適切であると考え、本請願を提出するものである。</p> <p>現在、刑法第92条には「外国国章損壊罪」が定められており、その構成要件は「外国に對して侮辱を加える目的」で「その国の国旗その他の国章を損壊・除去・汚損する」行為を処罰するものである。この規定は、外交関係への悪影響を避ける目的で設けられているが、一方で日本国の国旗・国章を損壊する行為を直接処罰する規定は存在しない。</p> <p>本来、自国の国旗を自ら損壊する者はいないという前提に基づき、処罰規定が置かれてこなかったものと考えられるが、近年、侮辱的意思をもって日本国旗を損壊・汚損する事例が確認されており、国民として到底看過できない状況が生じている。</p> <p>「国旗及び国歌に関する法律」が制定された背景には、国家の象徴として国旗を尊重する文化を醸成する目的があったが、現行法のままでは外国国旗を侮辱した場合に処罰される一方、自国の国旗を損壊しても器物損壊罪でしか対応できず、国家の品位を守る観点からも不十分である。</p> <p>また、表現の自由の観点から処罰規定の新設に慎重論があるものの、自国の象徴を尊重できない国家が、諸外国との外交関係を円滑に構築できるとは考えにくく、国旗への侮辱行為に対して一定の抑止力を持つ法整備は必要不可欠である。</p> <p>以上の理由から、国に対し、地方自治法の規定に基づき、日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を提出されるよう、請願致します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1 刑法に日本国国章損壊の罪を新設し、日本国の国旗・国章を損壊・汚損する侮辱的行為を処罰対象とすること。</p>	

*個人情報保護の観点から個人による提出の場合は、住所・氏名を省略しています。